

業務そくほう

日本貨物鉄道産業労働組合

2025. 4. 1 日

No. 734

2025 年度賃上げ交渉における 諸制度の変更について

1. 初任給調整手当の支給

(1) 支給範囲

賃金規程第 12 条の初任給及び第 15 条第 1 項の年齢別による保障基本給の適用を受ける入社 6 年目までのビギナー等級の社員に対して支給する。

但し、採用時に「大学（大学院に限る）」及び大学、短期大学（修業年限 2 年以上の専攻科に限る。）、高等専門学校（修業年限 2 年以上の専攻科に限る。）並びに「短期大学、高等専門学校専修学校（高等学校卒業を入学資格とする修業年限 2 年以上の専門課程に限る。）」の基本給の適用を受けたプロフェッショナル職群の社員と「大学（大学院に限る。）」の基本給の適用を受けたプランナー職群の社員についてはレギュラー 1 級の者に対しても支給する。

(2) 支給額

①初任給調整手当の支給額は、次に定めるとおりとする。

	入社日～2 年目の昇給 実施日の前 日まで	2 年目の昇 給実施日～ 3 年目の昇 給実施日の 前日まで	3 年目の昇 給実施日～ 4 年目の昇 給実施日の 前日まで	4 年目の昇 給実施日～ 5 年目の昇 給実施日の 前日まで	5 年目の昇 給実施日～ 6 年目の昇 給実施日の 前日まで
支給額	14,500 円	11,600 円	8,700 円	5,800 円	2,900 円

(3) 支給方法

①年度の途中で採用された者は、その者の入社日が属する年度の 4 月 1 日に採用されたものとみなす。

②月の途中において、新たに支給し、又はしないことになった場合は、日割計算による。

2. 特別休日の増について

(1) 休日関係

特別休日を 1 日増とし、年間 58 日とする。

(2) 賃金関係

1時間当たりの賃金額の算出は、次の算式により計算するものとする。

基本給+都市手当+職務手当+職種手当（運転職手当(a)を除く）
+技能手当+寒冷地手当+初任給調整手当

各勤務種別ごとに定める1日平均労働時間×255÷12

(3) 出向関係

①出向特別手当の支給範囲

出向先の就業規則等に定める年間所定労働時間が1,933時間以下の場合は支給しないこととする。

②割増賃金

1時間当たりの賃金額の算出は、次の算式により計算するものとする。

基本給+都市手当+職務手当+職種手当（運転職手当(a)を除く）
+技能手当+出向特別手当+寒冷地手当+初任給調整手当

各勤務種別ごとに定める1日平均労働時間×255÷12

③超過勤務手当、夜勤手当及び年末年始勤務手当を計算する場合

出向先の就業規則等に定める年間所定労働時間が1,933時間を超えるときは、1,933時間として計算することとする。

(4) シニア社員関係

①特別休日

シニア社員の特別休日を1日増とし、次の通りとする。

・コースA 年間58日 ・コースB 年間82日

② 出向中の賃金の扱い

コースB適用者については、上記(3)①及び(3)③の「1,933時間」を「1,751時間」に読み替えて適用する。

③ 1時間当たり賃金額

1時間当たりの賃金額の算出は、次の算式により計算するものとする。

「コースA」

基本給+調整手当+職務手当+職種手当（運転職手当(a)を除く）
+技能手当+出向特別手当+寒冷地手当

各勤務種別ごとに定める1日平均労働時間×255÷12

「コースB」

基本給+調整手当+職務手当+職種手当（運転職手当(a)を除く）
+技能手当+出向特別手当+寒冷地手当

各勤務種別ごとに定める1日平均労働時間×231÷12

3. 実施時期 2025年4月1日から適用する。
